

長岡市 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類等確認表

下記の 1 から 6 について全ての要件を満たす世帯

◆対象者要件

確認項目		具体的な内容	確認欄
1	再貸付終了等要件 ※右記(イ)～(二)のいずれかに該当すること	(イ) 総合支援資金の再貸付を借り終わった (ロ) 総合支援資金の再貸付を令和4年3月までに借り終わる (ハ) 総合支援資金の再貸付が不承認となった (ニ) 自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、総合支援資金再貸付の申請ができなかった	
	※令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する場合は、右記(ホ)または(ヘ)の該当でも可	(ホ) 緊急小口資金および総合支援資金(初回)を借り終わった (ヘ) 緊急小口資金および総合支援資金(初回)を令和4年9月までに借り終わる	
2	生計維持要件	申請月において、世帯の主たる生計維持者である	
3	収入要件	申請月の世帯収入が、下表※1以下である	
4	資産要件	申請時の世帯の預貯金及び現金の合計額が、下表※2以下である	
5	求職活動等要件 ※右記(イ)または(ロ)のいずれかを行うこと	(イ) ハローワーク等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。 (ロ) 求職活動が困難な場合は、生活保護の申請を行うこと。	
6	その他の要件	申請月において職業訓練受講給付金を受給していない	
		申請月において生活保護費を受給していない(申請して処分を待っている状態である場合は可)	
		偽りその他不正な手段により特例貸付の申請を行っていない	
		暴力団員でない	

※1 【収入限度額表】

世帯人数	収入基準額	世帯人数	収入基準額
1人	112,800円	5人	273,000円
2人	161,000円	6人	314,000円
3人	198,000円	7人	355,700円
4人	235,000円		

※2 【資産限度額表】

世帯人数	所有資産額	世帯人数	所有資産額
1人	486,000円	5人	1,000,000円
2人	738,000円	6人	1,000,000円
3人	942,000円	7人	1,000,000円
4人	1,000,000円		

◆提出書類

	提出書類等	具体的な書類例	○⇒必須 △⇒場合に より必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	(同封の第1号様式の1)	○	
②	申請時確認書	(同封の第1号様式の2)	○	
③	本人確認書類の写し	個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付が確認できる書類の写し	・借用書(控)の写し(貸付決定通知書の写しでも可) ※不承認だった場合、不承認通知の写し	△ ※ない場合は⑤が必要	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	(同封の第1号様式の3) ※④の書類がない場合に提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録(通帳)など ※収入が無い場合は、通帳など ※申請日の属する月の収入がわかるもの ※月の途中で当月中の月収がわからない場合は前月分 ※月ごとの変動が大きい場合は、3か月程度の平均収入がわかるもの	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
⑧	求職活動等関係書類の写し	受領印のある生活保護申請書の写し ※ハローワークの求職登録をした場合、求職番号を上記①申請書にご記入ください。	○	

※住居確保給付金を受給中の方は住居確保給付金支給決定書の提出により⑥、⑦の書類が省略できます。(ただし、支援金の振込を希望する申請者の通帳等の写しは必要です。)

◆受給決定後について

今後の生活の自立に向けて、下記(1)または(2)いずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1)ハローワーク等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

①月1回以上、長岡市パーソナル・サポート・センターの面接等の支援を受ける。

②月2回以上、ハローワーク等で職業相談等を受ける。

③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。

※①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

(2)就労による自立が困難であり、生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと